

角田市の介護保険料について

(平成30年度から平成32年度まで)

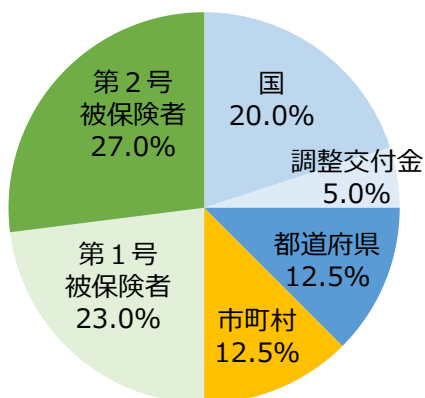
1 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の介護保険料は、平成30年度から平成32年度までの角田市の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

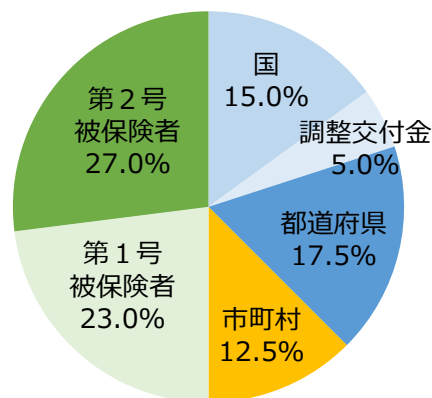
2 介護保険の財源

介護保険事業に係る費用は利用者負担（1割（一定以上の所得がある人は2割または3割））を除いた給付費の2分の1を公費で負担し、残りの半分は保険料が充てられます。また、保険料は第1号被保険者（65歳以上の方）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の平均的な一人あたりの保険料がほぼ同じ水準になるよう、それぞれの負担割合が定められています（下図参考）。すなわち、公費分を除く給付費（給付費総額の2分の1）を、第1号被保険者と第2号被保険者の総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

■ 居宅サービス負担割合 ■



■ 施設サービス負担割合 ■



3 第1号被保険者の介護保険料の基準月額の算出方法

介護保険料は3年ごとに見直すこととされており、3年間の介護保険サービス総費用見込額に、国からの交付金による調整等を行い、介護保険料収納必要額を算出し、予定介護保険料収納率により第1号被保険者1人当たりの介護保険料基準額を求めます。

■介護保険事業を運営するために必要となる費用■

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	合計
標準給付費見込額 (千円) = (①a+①b+①c+①d+①e) ①	2,818,566	3,049,734	3,163,301	9,031,601
総給付費 (一定以上所得者負担等の調整後) (千円) ①a	2,598,125	2,825,362	2,934,986	8,358,473
特定入所者介護サービス費等給付額 (千円) ①b	150,833	152,409	153,934	457,176
高額介護サービス費等給付額 (千円) ①c	59,378	61,195	63,051	183,624
高額医療合算介護サービス費等給付額 (千円) ①d	7,648	8,034	8,436	24,118
算定対象審査支払手数料 (千円) ①e	2,582	2,734	2,895	8,211
地域支援事業費 (千円) = (②a+②b) ②	167,735	173,517	174,922	516,174
介護予防・日常生活支援総合事業費 ②a	93,460	94,667	94,791	282,918
包括的支援事業・任意事業費 ②b	74,275	78,850	80,131	233,256
標準給付費見込額+地域支援事業費 (①+②)	2,986,301	3,223,251	3,338,223	9,547,775
財政安定化基金拠出率 (%) ③				0.00
財政安定化基金拠出額 (千円) = (①+②) × ③ ④				0
第1号被保険者負担分相当額 (千円) = (①+②) × 23% ⑤				2,195,988
調整交付金相当額 (千円) = (①+②a) × 5% (全国平均) ⑥	145,601	157,220	162,905	465,726
調整交付金見込率 (%) ⑦	6.62	6.26	5.81	
調整交付金見込額 (千円) = (①+②a) × ⑦ ⑧	192,776	196,839	189,295	578,910
財政安定化基金償還金 (千円)				
財政安定化基金取崩による交付額 (千円) ⑨				0
準備基金取崩額 (千円) ⑩				134,000
保険料収納必要額 (千円) = ④+⑤+⑥-⑧-⑨-⑩ ⑪				1,948,804
予定保険料収納率 (%) ⑫				98.13
所得段階別加入割合補正後 被保険者数 (人) = 第1号被保険者数 × 所得段階別負担割合 ⑬	9,725	9,856	9,970	29,551
保険料基準額 (円/年) = ⑪ ÷ ⑫ ÷ ⑬ ⑭				67,200
保険料基準額 (円/月) = ⑭ ÷ 12				5,600

4 平成30年度から平成32年度までの角田市の介護保険料

介護保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決められています。角田市では、所得段階を標準9段階に設定しています。

■所得段階別保険料■

所得段階	対象者	保険料割合	第7期保険料	
			月額	年額
第1段階	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額(※1)と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50 ※2(0.45) ※3(0.30)	2,800円 ※2(2,520円) ※3(1,680円)	33,600円 ※2(30,200円) ※3(20,100円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額(※1)と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75 ※3(0.50)	4,200円 ※3(2,800円)	50,400円 ※3(33,600円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額(※1)と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額×0.75 ※3(0.70)	4,200円 ※3(3,920円)	50,400円 ※3(47,000円)
第4段階	世帯員のいずれかが市町村民税課税で、本人が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額(※1)と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	5,040円	60,400円
第5段階	世帯員のいずれかが市町村民税課税で、本人が市町村民税非課税かつ前年の合計所得金額(※1)と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額	5,600円	67,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額(※1)が120万円未満の人	基準額×1.20	6,720円	80,600円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額(※1)が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	7,280円	87,300円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額(※1)が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	8,400円	100,800円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額(※1)が300万円以上の人	基準額×1.70	9,520円	114,200円

※1：前年の合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した金額。ただし、公的年金等に係る雑所得を控除するのは第1段階～第5段階に適用される

※2：平成27年(2015年)4月より消費税による公費を投入し、特に所得の低い高齢者を対象に軽減措置を実施

※3：消費税10%引き上げ時に消費税による公費を投入し、市町村民税非課税世帯全体を対象に軽減措置を実施予定